

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2018-27
December 17, 2018

SEC及びPCAOBの最新動向に関する 2018年AICPA会議のハイライト

目次

概要	1
リース基準	1
新収益認識	2
財務報告に係る内部統制	2
SEC スタッフの所見	3
監査報告書モデル	5
基準設定に関する アップデート	6
テクニカルな会計に関する トピックス	6
国際的な問題	10
執行部	11
PCAOB のアップデート	12
テクノロジー	12
スピーチへのリンク	13

要点

「米国証券取引委員会 (SEC) および公開会社会計監視委員会 (PCAOB) の最新動向に関する 2018 年米国公認会計士協会 (AICPA) 全国会議 (The 2018 AICPA Conference on Current SEC and PCAOB Developments)」が、2018 年 12 月 10 日、11 日、12 日に開催されました。当会議には、規制当局や基準設定団体の代表者に加え、監査人、財務諸表作成者、証券顧問、および業界専門家が参加しました。発表者は、会計・監査・財務報告に関する幅広いトピックについて意見を述べました。

前年と同様、今年の会議のテーマは、協力と透明性に焦点が当てられました。財務報告の作成および公表に関わる全ての当事者は、透明性があり意思決定に有用な情報を投資家に提供するために協力する必要があります。これは、最近発効した、またはまもなく発効する主要な新基準を伴う、今日の変化ある財務報告の環境においてとりわけ重要なことです。

概要

今年の会議の共通テーマは、透明性の向上を目的とした財務報告の作成および公表に関わる全ての当事者間における責任の共有でした。基調講演の中で、SEC の Jay Clayton 委員長および Wes Bricker 主任会計官は、最初の草案作成から (監査委員会の監督下の) 監査を経て最終的な財務諸表の公表に至るまでの財務報告のプロセス全体を通じた協力関係を強調しました。それぞれの段階において、しっかりした根拠のある判断を行わなければならない、また、どのような判断が行われたかについてさまざまな関係者に透明性を提供する必要があります。全ての当事者は、効率的な資本市場を支える高品質で意思決定に有用な財務報告を投資家に提供するという、1 つの目的に向かって足並みを揃えなければなりません。

リース基準 – 準備は整っていますか

大部分の公開企業が、2019 年 1 月 1 日に新リース基準 (会計基準コード化体系 (ASC) 842) を適用します。今年の本会議では、何人かの発言者またはパネリストが新基準の適用による影響を取り上げました。その主要メッセージは、(1) リース基準の適用において利害関係者を支援する FASB のコミットメント、(2) 内部統制、(3) システムへの影響、(4) 実務上の便法の利用可能性でした。会計士およびコンサルタントで構成されるパネル・ディスカッションでは、ASC842 の適用における経験が発表され、企業間における開かれた対話、関連する参加者の教育および確固としたプロセスの確立の重要性が強調されました。また、組込リースの識別が必要となることを含めリース取引の網羅性の確保が、課題リストの上位に位置付けられました。

SEC スタッフは、新会計基準の適用に先立ち、職員会計公報(SAB)74 が要求する開示について見解を述べました。SEC スタッフは、新基準による影響の開示は一般的に、適用前のこの最後の期間により充実したものになると見込まれるという彼らの期待を強調しました。SEC の Marc Panucci 副主任会計官も、米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)の構成要素であるリスク評価に与える影響を含め、新会計基準を適用する際の財務報告に係る内部統制への影響にも焦点を当てることの重要性を強調しました。さらに FASB は、リース基準の適用日の延期はないことを非常に明確にしました。

新収益基準—初期の所見

大部分の公開企業が、2018 年 1 月 1 日に収益基準を適用しました。財務諸表作成企業のパネル・ディスカッションでは、新収益基準の適用から得た主な経験を共有するとともに、会計方針の選択において行った判断をしっかりと文書化することの重要性が強調されました。パネリストは、これが持続可能性のカギとなると述べました。すなわちこの文書化は、将来の判断の変更が適用開始時の意思決定にどのように影響するかを評価するロードマップを提供します。

SEC 企業財務部の Patrick Gilmore 副主任会計官が、収益基準の適用についてコメントし、ファイリングのレビューは重要な判断に集中して行われたと述べました。Gilmore 氏は、収益またはキャッシュ・フローの性質、金額、時期が不明確である場合や基準の適用が該当するガイダンスと矛盾しているように思われる場合に、SEC スタッフのコメントが出される頻度が高いと指摘しました。コメントが頻繁に出される領域としては、履行義務の識別、本人なのか代理人なのかの検討、収益の分解の開示などが含まれています。SEC 企業財務部の Cicely LaMothe アソシエイト・ディレクターも同様のコメントを述べ、SEC スタッフの焦点は開示の省略に集中していると指摘しました。SEC 主任会計官室の Sagar Teotia 副主任会計官は、総額表示か純額表示かの検討が収益基準に関連するテクニカル・コンサルテーションで最も頻繁に扱われるトピックであると指摘しました。この分野における具体的なコンサルテーションの詳細については、「テクニカルな会計に関するトピック」のセクションをご参照ください。

PwC の見解

PwC の「[Stay Informed: 新収益基準に関する SEC のコメントレターの所見](#)」をご参照ください。この出版物は、特定の業種のテーマなど、SEC のコメントで取り上げられた収益基準の領域を特に解説しています。

財務報告に係る内部統制

SEC 主任会計官室の専門会計研究員である Emily Fitts 氏および Tom Collens 氏は、内部統制を評価する際の検討事項についてコメントし、内部統制における重大な不備の開示の十分性に関する見解を述べました。Fitts 氏は、内部統制の評価において、経営者は、統制が設計通りに運用されているか(リスクに対応するために統制が適切に設計されているという前提のもと)、および、統制の評価に必要なレベルの証拠を検討しているかの両方に焦点を当てるべきであると述べました。重大な不備の開示に関して、経営者は、不備の原因や不備を是正するためのプランの実施時期や詳細な内容を含む、意味ある詳細情報を財務諸表利用者に提供することを重視しなければなりません。

Collens 氏は、統制上の不備の評価についてコメントしました。識別された不備が、それ単独または他の識別された統制上の不備と組み合わせられてのいずれによって、重大な不備のレベルにまで高まったのかを評価する場合には、経営者は、「慎重な管理者」の見解が、自身の業務を遂行する上でどのようなものであるかを考慮することにより、その結論を裏付けるのに必要な詳細さおよび保証のレベルを評価しなければなりません。この評価を適切に行うために、経営者は、特に不備の根本原因を十分かつ正確に理解しておかなければなりません。不備を正確に理解した上で、経営者は、識別された虚偽表示だけでなく、一般的な不備を評価することに注力しなければなりません。これは、識別された不備によって重要な虚偽表示が回避されなかったまたは適時に検出されなかったであろうという合理的な可能性があるかどうかを検

討することを意味します。さらに、Collens 氏は、識別された統制の不備が重大にならないように、信頼できる正しいレベルの精度で補完的統制を行う必要がある、とコメントしました。

SEC スタッフの所見—より簡素な方がより良い

SEC 企業財務部の William Hinman ディレクターは、資本構成および開示の有効性の優先度は高いと述べ、これらの優先度に合致する SEC のイニシアティブについて説明しました。SEC スタッフは、開示規則の簡素化を行っており、その中には、(1) 特定の開示規則の廃止、修正、または他の SEC 要件へ統合するための修正を行う、ならびに (2) Regulation S-X Rule 3-10 および Regulation S-X Rule 3-16 に基づき、特定の登録債券発行に関連する開示要件を簡素化するための規則を提案することが含まれます。また、SEC スタッフは、ICFR に関する監査人のアテステーションが一部の中小規模の報告企業にとって依然として有益かどうかについて検討しています。

また、Hinman 氏は、SEC 規則の厳格な遵守が直感に反する結果につながる場合、Regulation S-X Rule 3-13 に記載されているように、登録企業が特定の財務諸表の省略を要求できることについてコメントしました。Hinman 氏は、そのような要求が投資家保護と整合している場合、SEC スタッフはこれを検討する用意があると、述べました。ファイリング要件のさらなる簡素化を意図した将来のプロジェクトでは、なかでもとくに、被取得企業などの特定企業の財務諸表に焦点をあてる可能性があります (Regulation S-X Rule 3-05)。

SEC 企業財務部の主任会計官のシニアアドバイザーである Craig Olinger 氏は、特定の財務情報の省略を検討する SEC スタッフの意向について Hinman 氏と同じ見解を述べました。Olinger 氏は、このような省略は、被取得企業の財務諸表 (Regulation S-X Rule 3-05) および重要な持分法投資 (Regulation S-X Rule 3-09) に関連する免除で頻繁に要求されていると指摘しました。

PwC の見解

一定の開示規則の廃止、修正、または統合を目的とした SEC のガイダンスの概要については、[In brief US 2018-21「SEC simplifies and updates disclosure requirements \(SEC が開示要求を簡素化および更新\)」](#) (英語版のみ) をご参照ください。

四半期報告書における株主資本の新たな期中開示要件の適用に関する SEC スタッフによるガイダンスの解説については、[In brief US2018-23「SEC staff provides transition guidance for new interim equity disclosures \(SEC スタッフが期中報告において株主資本の開示に関する移行ガイダンスを提供\)」](#) (英語版のみ) をご参照ください。

保証人および担保の開示要求に対する SEC の変更案の概要については、[In brief US2018-17「SEC proposes to simplify disclosures about guarantors and collateralizations \(SEC が保証人および担保に関する開示の簡素化を提案\)」](#) (英語版のみ) をご参照ください。

SEC 企業財務部の Lindsay McCord 副主任会計官は、新興成長企業 (EGC) の地位を失った企業による新会計基準の適用に関連して SEC スタッフが受けとった、いくつかの質問について説明しました。McCord 氏は、EGC であった既存の 12 月決算の SEC 登録企業が非公開企業の経過措置に従うことを選択した場合について、新収益基準の適用スケジュールを用いた以下のシナリオを示しました。

- EGC は、非公開企業に適用される収益基準の適用スケジュール (すなわち、2018 年 12 月 15 日以後開始する年次報告期間および 2020 年に開始する期中報告期間) を適用することを選択するが、2018 年 12 月 31 日時点で EGC の地位を喪失する。

この SEC 登録企業は、2018 年 1 月 1 日に発効する新収益基準を適用することが要求され、2018 年度の Form 10-K に表示される 2018 年度の四半期要約財務情報において、新基準の適用を反

映させる必要がある。S-K 302(a)で要求されているとおり、2018 年 10-K に表示する 2018 年度の四半期情報は同社の 2018 年の 10-Q に表示する 2018 年度の四半期情報と異なることを、明確で透明性のある開示により示すことが期待される。さらに、企業の 2019 年の 10-Q の一部として比較目的のために表示される 2018 年度の四半期情報については、新基準の適用を反映させるために修正する必要がある。

- EGC は、収益基準の非公開企業の適用スケジュールを用いることを選択するが、2019 年 12 月 31 日時点で EGC の地位を喪失する。

SEC スタッフは、この SEC 登録企業が 2019 年 1 月 1 日に収益基準を適用することに異議を唱えないであろう(2019 年の要約四半期情報を 2019 年の 10-K に含めることも含む)。S-K302(a)で要求されているように、2019 年 10-K に表示する 2019 年度の四半期情報は同社の 2019 年の 10-Q に表示する 2019 年度の四半期情報と異なることを、明確で透明性のある開示により示すことが期待される。さらに、企業の 2020 年の 10-Q の一部として比較目的のために表示される 2019 年度の四半期情報については、新基準の適用を反映させるために修正する必要がある。

- EGC は、非公開企業の適用スケジュールに沿って 2019 年に収益基準を適用するが、2020 年 12 月 31 日時点で EGC の地位を喪失する。

この SEC 登録企業は、新基準の適用日を修正するとは予想されない。

PwC の見解

これらの事実パターンは、事業年度末に EGC の地位を喪失する既存の SEC 登録企業に固有のもので、新規株式公開 (IPO) の過程にある企業や、期中に EGC の地位を失った企業には、追加的な考慮事項が適用される可能性があります。

McCord 氏はまた、EGC としての資格がなく、新規株式公開 (IPO) を申請している新しい SEC 登録企業は、公開企業 (public business entity) の適用スケジュールに沿って新基準を適用する必要があるとコメントしました。例えば、新 SEC 登録企業が 2020 年に新規株式公開を申請する場合、収益基準は 2018 年 1 月 1 日より反映させる必要があります。

SEC のコメントレター

SEC のコメントレターに関するパネル・ディスカッションでは、代表的なコメントレターのレビュー・プロセスと頻度について議論が行われました。SEC 企業財務部の Cicely LaMothe アソシエイト・ディレクターは、開示が改善されたこと、および SEC スタッフが各事案に合わせた個別のコメントを公表したことなど、多くの要因が影響してコメントの全体的な件数が減少したと指摘しました。また、パネル・ディスカッションでは、企業はサイバーセキュリティの開示やリスク要因を見直すべきであり、定型的な開示は避けるべきであると強調しました。これは、既知の違反やその他のサイバーセキュリティ上の事象があった場合に特に重要です。

パネル・ディスカッションでは、SEC スタッフが最も頻繁にコメントを行った領域のリストが示されました。リストの内容は、前年度の AICPA 会議のものと同様で一致していました。今年、最も多くコメントされたトピックは、非 GAAP 測定値でした。LaMothe 氏は、SEC スタッフが非 GAAP 測定値に関して「個々に調整された会計原則」を用いている企業をより詳細に調査しているとコメントしました。非 GAAP 測定値は、一般に公正妥当と認められた会計基準 (GAAP) を修正した測定値です (例えば、企業の会計方針が一定期間にわたる収益認識を要求する場合に請求時に収益を認識するための調整など)。いくつかのセッションにおいてパネリストがその具体的な要点に言及しました。SEC 企業財務部の Patrick Gilmore 副主任会計官は、非 GAAP 測定値は GAAP を調整することによって会計処理の方法を変更すべきではないと繰り返しました。

開示の傾向や現行の会計処理および財務報告の論点に関する 2 つの個別のパネル・ディスカッションでは、非 GAAP 測定値の使用に関する SEC スタッフのガイダンスを遵守する必要性を強調し、財務諸表に

関するプロセスおよび方針と同様に、非 GAAP 測定値に関するプロセスおよび方針が必要であると主張しました。何人かのパネリストは、首尾一貫性の重要性も強調しました。事業の変更は、非 GAAP 測定値の変更を正当化する可能性があります、それ以外の場合には首尾一貫した表示を行うべきです。非 GAAP 測定値の修正がある場合、透明性の高い開示では、何を変更したのか、およびその理由を説明しなければなりません。

コメントレーターの手続きの中で注目を集めたその他の共通するトピックには、MD&A(経営者による説明と分析)、収益認識、および公正価値測定が含まれていました。また SEC スタッフは、テロ支援国家、無形資産とのれん、取得と企業結合、法人所得税、セグメント報告および偶発事象にも焦点を当てました。

PwC の見解

過去 1 年間の SEC スタッフコメントレーターの中で最も頻繁に取り上げられたトピックを、全体として、また部門別に詳細に分析した、[SEC comment letter trends\(コメントレーターの傾向\)](#) (英語版のみ)をご覧ください。

監査報告書モデル準備をする

監査報告書モデルに関する PCAOB の新しい基準は、とくに関心を集めたトピックでした。単独のセッションのテーマであるだけでなく、他のセッションでも複数の発表者がこれについて発言しました。PCAOB に提出する Form AP で他の情報の中でもとくに、監査パートナーの氏名を記載するという要求事項および監査人の任期の開示などいくつかの規定はすでに適用されています。しかし、会議で特に焦点となったのは、監査人が監査報告書に重要な監査事項(CAM)を開示しなければならないという要求事項であり、これは、大規模早期提出企業については 2019 年 6 月 30 日以後に終了する事業年度の監査に適用されます。この要求事項が適用される他のすべての企業について、CAM は、2020 年 12 月 15 日以後に終了する事業年度の監査に適用されることとなります。

SEC の Marc Panucci 副主任会計官は、CAM と重要な会計上の見積りとの相互作用についてコメントし、それらの間に類似点はあるものの目的が異なると指摘しました。同氏は、CAM は重要な会計上の見積りの一部に焦点を当てる可能性があると考えています。同氏は、「我々は、企業に関する一次情報を開示することを監査人に期待していない。しかし、監査人は監査についての一次情報を開示すべきである」と述べました。

財務諸表作成者、監査人および PCAOB の Jennifer Rand 副主任監査人で構成されるパネル・ディスカッションでは、監査人、経営者、監査委員会の間のコミュニケーションの重要性が強調され、また経営者については、CAM と識別される可能性のある領域について、財務諸表の現行の開示を見直す重要性が指摘されました。監査品質センター(CAQ)の Cynthia Fornelli エグゼクティブ・ディレクターは、CAM のドライ・ランから得られた早期の所見およびサンプルの開示が掲載されている、2018 年 12 月 10 日公表の「Critical Audit Matters: Lessons Learned, Questions to Consider, and an Illustrative Example(重要な監査事項: 教訓、検討すべき質問、および設例)」(英語版のみ)について特に言及しました。

PwC の見解

詳細については、[In depth US2017-29「SEC approves PCAOB standard changing the auditor reporting model\(SEC が監査報告書モデルを変更する PCAOB 基準を承認\)」](#) (英語版のみ)をご参照ください。

基準設定に関するアップデート

基準設定に関するアジェンダについて、FASB の Russell Golden 議長は、費用便益分析を含め、財務諸表の作成者および利用者にも与える影響を判断するために FASB スタッフがリサーチしているトピックのいくつかについて解説しました。これらのトピックには、セグメント報告、負債および資本、ならびにヘッジのフェーズ 2 が含まれます。Golden 議長はまた、国際会計基準審議会 (IASB) が調査しているトピックでもある財務業績測定値にも言及しました。Golden 議長は、各企業にとって最も意味のある個別の財務報告の業績数値を決定すること、そしてそれらを投資家の期待や比較可能性の必要性とバランスをとることの難しさを指摘しました。Golden 議長はまた、FASB は、テクニカルな意思決定を行う前の財務諸表作成者に対するアウトリーチ活動を重視していると強調しました。

さらに Golden 議長は、FASB の短期的な重点領域と長期的な重点領域の概要を説明しました。短期的には、FASB は、財務諸表作成者および投資家を対象とした教育リソースの改善を継続します。長期的には、FASB は、財務諸表の作成者と利用者がテクノロジーをどのように利用し、それが会計基準の普及にどのような影響を与えるかに注目していきます。

FASB のテクニカル・ディレクター兼発生問題専門委員会 (EITF) 委員長である Sue Cospier 氏は、主要プロジェクト (例えば、収益、リース、ヘッジ、現在予想信用損失 (CECL)) に関して利害関係者が利用できる適用リソースと、FASB ウェブサイトのプロジェクトのページをより使いやすくするためにアップデートしたことを強調しました。他のセッションでは、リースに関する移行リソースグループがないことについて言及がなされました。Cospier 氏はリースに関する移行リソースグループの創設は必要ないという考えをもち続けており、すでに公表済および今年公表予定のガイダンスや実務上の便法に言及しながら、リース基準の適用について FASB が企業を支援していくという FASB のコミットメントを強調しました。

Golden 議長が言及したプロジェクトの他に、Cospier 氏は、中でもとくに関心を集めているその他の基準として、負債の分類、のれんと無形資産、保険契約の開示の改善、およびクラウド・コンピューティングを挙げました。Cospier 氏はまた、LIBOR の予定されている段階的廃止は、一部の企業が予想しているよりも大きな影響を及ぼす可能性があると考えており、これを「スリーパー・インシュア (潜伏している論点)」と呼んでいるとコメントしました。Cospier 氏は、LIBOR の段階的廃止に対応した基準設定の対策を決定することが、FASB のアジェンダにおいて最も重要なプロジェクトであると考えています。

テクニカルな会計に関するトピックスーご存知でしたか

SEC の専門実務研究員 (PAF) 兼主任会計官室 (OCA) のアソシエイト主任会計官は、非常に具体的な会計処理のシナリオについて説明しましたが、その多くがまだ結論の出していない議論を情報源としていました。各発言者がスピーチを公開していますので、本 In depth の末尾に提供されているリンク先をご参照ください。なお、本章で言及されている発言者は、それ以外の表記がない限りすべて PAF です。

PwC の見解

これらのコンサルテーションの事例は固有のものであるため、企業は、その結論を類推適用できないと考えておく必要があります。

収益認識-本人なのか代理人なのかの検討

Sheri York 氏は、新収益基準の適用に関連して OCA が頻繁にコンサルテーションを受ける 2 つのテーマについて解説しました。最初のトピックは、本人なのか代理人なのか (総額か純額か) の検討についてでした。発表された事例では、SEC 登録企業が幅広い種類の医療関連商品を小売業者に販売しています。SEC 登録企業は、販売された商品の大部分について棚卸資産を保持しています。しかし、企業に特化した特定の商品については、メーカーがその商品を小売業者に直接出荷しています。SEC 登録企業は、商品の物理的な所有権を獲得しなかったにもかかわらず、小売業者への引渡前に商品を支配していたこと

から、この取引における本人であると判断しました。SEC スタッフはこの結論に異議を唱えませんでした。

収益認識－履行義務の識別

第 2 のトピックは、履行義務の識別についてでした。特に、York 氏は、財またはサービスが独立して識別可能かどうかの評価、および約束の性質が契約における財またはサービスのそれぞれを個別に移転することか、あるいは約束した財またはサービスをインプットとした結合後の項目を移転することかの決定に焦点を当てました。York 氏は、商業的なセキュリティ監視サービスを提供する SEC 登録企業の例を示しました。SEC 登録企業は、契約における財およびサービスを結合したアウトプットに統合する重要なサービスを提供していると結論付けました。「スマートな」セキュリティ監視サービスの提供は、機器と技術的プラットフォームを統合しなければ不可能です。SEC スタッフはこの結論に異議を唱えませんでした。

また、SEC 主任会計官室の Sarah Esquivel アソシエイト主任会計官も、履行義務について解説しました。Esquivel 氏は、ソフトウェアと関連サービスを提供する SEC 登録企業の例を挙げました。この SEC 登録企業は、サービスは顧客にとって便宜がよく、顧客は結合されたソリューションを求めている、と主張しました。しかし、この事案においては、ソフトウェアを利用するために顧客はサービスを必要とせず、そのため約束は互いに大きな影響を及ぼさない、つまり、相互依存性または相互関連性は高くないこととなります。その結果、SEC スタッフは、契約における約束が単一の履行義務であるという SEC 登録企業に異議を唱えました。

収益認識－重大な金融要素

重大な金融要素に関して、Esquivel 氏は、SEC 登録企業が一定の期間にわたり象徴的な知的財産のライセンスを提供することと交換に多額の前払報酬を受け取った例について説明しました。支払とライセンスの移転との間の時間的相違を考慮して、SEC 登録企業は、契約が重大な金融要素を含んでいるか否かを検討しました。SEC 登録企業は、支払と現金販売価格との差異は金融要素以外の理由によるものであると結論付けました。検討した要素の一部には、(a) 契約一時金は、顧客が契約上の義務を履行できない可能性からの保護を提供していた、(b) SEC 登録企業は、必要な場合には市場から有利な利率で資金を調達することが可能であった、(c) 両当事者は、前払報酬がない契約の構成を検討しなかった、が含まれます。SEC スタッフはこの結論に異議を唱えませんでした。

PwC の見解

履行義務が契約の観点において独立のものかどうかの評価に関する詳しい情報については PwC 会計ガイド「[Revenue from contracts with customers, global version \(顧客との契約から生じる収益\)](#)」(英語版のみ)を参照のこと。

リース－最低リース料総額

Andrew Pidgeon 氏は、新基準への移行時のリースの借手による測定に関連して今年の会議で議論されたトピックに言及しました。Pidgeon 氏は、移行時のリース負債の算定の目的上、履行コストを最低リース料総額の残額に含めるべきかどうかを決定する際に、登録企業が最低リース料に関する過去の会計方針を首尾一貫して適用することに、SEC スタッフは異議を唱えなかったと指摘しました。Pidgeon 氏はまた、SEC スタッフも、新リース基準への移行時の変更を含め、ASC840 の最低リース料の中に履行コストを含めることに関連する会計方針の変更に、SEC 登録企業が ASC250「会計上の変更及び誤謬の訂正」を適用することに異議を唱えないだろうとする見解を示しました。

リース－移行時のオペレーティング・リースの指標またはレートの使用

Pidgeon 氏は、指標またはレートに基づく最低リース料の測定に関するコンサルテーション、特に、ASC842 への移行時に、物価連動型のリース料を含むリースは、リース開始時の指数またはレートを用いるべきか、それとも移行時点の指数またはレートを用いるべきかのコンサルテーションについて解説しまし

た。ASC840 は、開示を目的とした将来の最低リース料測定に関して具体的なガイダンスを提供していません。SEC スタッフは、ASC842 への移行時のリース負債を測定するために、SEC 登録企業が、開示目的で将来の最低リース料の測定に関連して、ASC840 の会計方針を首尾一貫して適用することに異議を唱えませんでした。

このコンサルテーションでは、SEC 登録企業が、将来の最低リース料を測定するために、リース開始時の指数またはレートの使用から現行の指数またはレートの使用へと、会計方針を(ASC250 に従って)変更することについても論じられました。SEC スタッフは、現行の指数またはレートの使用が望ましいかどうかを評価する際には、結果として生じるリース債務が登録企業の現在のリース債務のより良い測定値を表すかどうかを検討することが合理的であると指摘しました。

PwC の見解

詳細については、[In depth US2018-15「Index or rate for measuring operating lease liability \(オペレーティング・リース負債の測定のための指数またはレート\)」](#)(英語版のみ)を参照して下さい。

リースーリースに関連する特定のコストの会計方針の選択

Pidgeon 氏はまた、新基準に基づくリースに関連する特定のコストの借手および貸手の会計処理に関する適用上の質問について解説しました。最初の質問は、リースされた資産を使用するために発生したコストの借手による会計処理についてでした。SEC スタッフは、リースされた資産を借手の敷地に発送するために借手が貸手以外の当事者に支払いを行う事例を挙げました。ASC360 では、借手が資産を購入したコストを資産計上する必要があります。資産はリースされているため、借手は、当該コストは他の基準の範囲に含まれると決定する、または、当該コストを当期利益において認識することが適切であると決定する可能性があります。SEC スタッフは、借手が、当該コストを資産計上するために、会計方針の選択としてASC360 を類推適用することに異議を唱えないだろうと指摘しました。

第 2 の質問は、リースの義務を履行するため発生したコストの貸手による会計処理に関するものでした。リースされた資産を借手まで輸送するためのコストを貸手が負担する事例が挙げられました。SEC スタッフは、貸手のコストが他の基準の範囲に含まれない場合、および、リースが ASC606 の範囲に含まれる場合に当該コストが繰延の要件を満たす場合、SEC スタッフは、会計方針の選択として(ASC340-40「その他の資産及び繰延費用—顧客との契約」を類推適用することにより)、契約を履行するためのコストとして貸手が当該コストを資産計上することに異議を唱えないだろうと述べました。

SEC スタッフは、借手および貸手に、これらの会計方針のいずれかを選択し、首尾一貫して適用し、重要性がある場合にその適切な開示を含めることを促しています。

現在予想信用損失—後発事象ガイダンスの適用

SEC の Kevin Vaughn シニアアソシエイト主任会計官は、現在予想信用損失(CECL)基準の適用後の貸倒引当金に対する後発事象ガイダンスの適用に関するコンサルテーションについて解説しました。SEC 登録企業は、貸借対照表日後であるが財務諸表の発行前に情報を受け取った 3 つの例を示しました。いずれの場合も、受け取った情報は経営者の予想と著しく異なっていました。

最初の事例において、SEC 登録企業が、貸借対照表日後に、貸借対照表日前に発生した延滞および期限前返済について報告する債権回収代行報告書を受け取った例です。2 つ目の事例では、SEC 登録企業が、貸借対照表日現在のローン担保の公正価値を見積もる鑑定評価報告書を受け取った例でした。いずれの場合においても、SEC スタッフは、SEC 登録企業は予想信用損失の見積りにおいてその情報を考慮しなければならないと考えました。SEC スタッフは、この結論は、その情報がローン固有の情報であり、貸借対照表日時点に存在した事実に関連するという事実に基づくものであると指摘しました。

3 番目の事例は、貸借対照表日を含む報告期間の米国政府の失業率の公表に関連するものでした。SEC スタッフは、SEC 登録企業がそのような失業率を予想信用損失の見積りで考慮するか、しないかには、

いずれにも異議を唱えないと述べました。

Vaughn氏は、貸借対照表日時点の予想信用損失の見積りの中に後発事象を考慮すべきか否かをどのように決定するかについて、いくつかの幅広い原則を明確に示しました。同氏の所見の詳細については、スピーチを公開していますので、本In depthの末尾に提供されているリンク先をご参照ください。その概要は、以下のとおりです。

- 受領した情報が見積プロセスの脆弱性または不備を示している場合、当該情報を考慮しなければならない。
- 企業は、貸借対照表日に存在した事実条件について、ローンに特有の情報を考慮しなければならない。
- 企業は、期末の見積プロセスの完了前に受領した予想信用損失の見積りに使用する仮定に関する情報を考慮するか考慮しないことを選択できる。ただし、その情報が、見積りプロセスの脆弱性を示す場合はこの限りではない。
- 企業は、期末の見積プロセスの完了後に受領した予想信用損失の見積りに使用する仮定に関する情報を考慮すべきではない。ただし、その情報が見積りプロセスの脆弱性を示す場合はこの限りではない。
- 未認識の後発事象は開示が要求される。

現在予想信用損失－償却処理ガイダンスの適用

Rahim Ismail氏は、CECLを適用する際の貸倒償却に関する会計方針案に関して、最近完了したファイリング前のコンサルテーションの中から、適用に関する2つの質問について解説しました。第1のコンサルテーションは、ASC326のガイダンスを適用して、金融資産が回収不能とみなされる期間に直接償却を計上する場合、貸倒償却の対象となる貸付金を個別に評価すべきか、プール・レベルで評価すべきか、というものでした。新しい基準は、引当金を決定する際に、類似のリスク特性に基づいて貸付金をプールするよう企業に要求しています。一方、貸付金の貸倒償却の時期を決定する際に貸付金が個々の特性を保持しているため、企業は、個々の貸付金レベルで評価できるという見解をとりました。SECスタッフはこの見解に異議を唱えませんでした。

また、Ismail氏は、ASC326は直接償却に関するガイダンスを提供しているが、回収可能性の評価に関するガイダンスを提供していないと指摘しました。SECスタッフは、貸付金の回収不可能性を決定するために、個別の貸付金の属性と類似の貸付金に関する損失履歴を含めすべての関連情報を考慮すべきであるという、登録企業の結論に異議を唱えませんでした。

LIBORからの移行－既存のキャッシュ・フロー・ヘッジに与える影響

Ismail氏は、SECスタッフが、LIBORから許容可能な代替指標への移行を支援するために、代替参照レート委員会およびその他による取り組みを積極的に監視しており、この移行が及ぼす会計上の潜在的な影響について認識していると述べました。Ismail氏は、担保付翌日物調達金利(SOFR)に基づくオーバーナイト・インデックス・スワップレートを、ベンチマーク金利に追加するとともに、LIBORからの移行によって必要となる可能性のある会計基準の変更を検討するためのプロジェクトをアジェンダに追加するなど、FASBは対応を進めていると述べました。

さらに、Ismail氏は、LIBORからの移行が既存のキャッシュ・フロー・ヘッジに与える影響に関する、利害関係者のコンサルテーションについて解説しました。利害関係者は、ヘッジ対象がLIBORベースの利払いとして文書化されている変動利付債のキャッシュ・フローにヘッジ関係が存在することに留意しました。キャッシュ・フロー・ヘッジ文書で特定されているLIBORベースの利払いがLIBORの移行日を超えても発生する可能性が高いと、登録企業は主張し続けることができるかという質問が提起されました。SECスタッフは、LIBORベースのキャッシュ・フローを参照するヘッジ文書は、暗黙のうちにLIBORに代わる金利を考慮し

ており、その結果、ヘッジ対象が発生する可能性が高いと主張し続けることができるとする登録企業の見解に異議を唱えませんでした。

また、このコンサルテーションでは、LIBOR からの移行は、LIBOR ベースの変動利付債のキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性評価に影響を及ぼすかについての質問も含まれていました。ヘッジの有効性評価の一環として、登録企業は、LIBOR に対する予想される変更はヘッジ対象(例えば、負債の予定利払い)とヘッジ手段(例えば、金利スワップ)の両方に影響を与える可能性があり、したがって、LIBOR からの変更それ自体はヘッジの有効性に影響を及ぼさないと考えることができる、と主張しました。Ismail 氏は、SEC スタッフがこの見解にも異議を唱えなかったと述べました。

その他のテクニカルな問題

コンサルタントと財務諸表作成者で構成されるパネル・ディスカッションでは、信用損失に関する新基準を適用した財務諸表の作成、およびヘッジ会計に対する特定項目を対象にした改善の早期適用の経験について議論されました。パネリストらは、CECL は金融機関のみに適用される基準ではなく、その範囲に含まれる金融商品を有する全ての企業に適用されると強調しました。

PwC の見解

金融サービス企業は、FASB の金融資産に関する新しい減損モデルによって幅広く影響を受けますが、非金融サービス企業も、営業債権、貸付金、満期保有目的の債券、一部のリース債権、一部の金融保証など、新しいモデルの対象となる金融資産を保有しています。加えて、多くの非金融サービス企業は、修正された減損モデルの対象となる売却可能負債証券のポートフォリオを有しています。

詳細については、[In depth 2018-08「How the credit impairment standard impacts non-financial services companies \(信用減損基準が非金融サービス企業に与える影響\)」](#)(英語のみ)をご参照ください。

また、ヘッジ会計に対する特定項目を対象とした改善の概要も示され、財務諸表作成者のパネル・ディスカッションでは、基準の早期適用から学んだ教訓について議論しました。パネリストたちは、企業の財務報告をリスク管理戦略によりよく整合させること、純投資ヘッジの有効性の評価方法をフォワード法(forward method)からスポット法(spot method)に変更できること、定性的な有効性評価の実施、構成単位ヘッジ、パーシャル・ターム・ヘッジ、および底溜まりアプローチに対する変更の活用を含め、早期適用の理由についてコメントしました。

財務諸表作成者はその早期適用の経験に基づいて、必要な文書を作成し、開示の更新のために十分な時間をかけることや、監査人との緊密な協働、関連する利害関係者に対する研修の提供、および、新しいまたは更新されたヘッジシステムが関係する場合には円滑な導入を確保するための運用プランを策定することが重要であると強調しました。

国際的な問題

AICPA の Barry Melancon 議長兼最高経営責任者(CEO)および SEC の Wes Bricker 主任会計官は、国際的な基準設定主体との調整が引き続き重要であることを強調しました。Bricker 氏は、市場に十分な情報を提供するためには、異なる法域間で情報を共有することが重要であるとコメントしました。SEC の Jay Clayton 委員長も、詳細について説明しなかったものの、中国で重要な事業を展開する米国上場企業の情報へのアクセス問題に関する 12 月 7 日付の SEC/PCAOB の共同声明に言及しました。

ブレグジット(英国の EU 離脱)の影響

SEC の Clayton 委員長と SEC 企業財務部の William Hinman ディレクターは、ブレグジットの影響を過小評価していたと懸念を示しました。両者ともに、予想される影響に関する十分な情報を投資家に提供する、リスク要因などの詳細で示唆に富む開示の重要性を強調しました。開示の傾向に関するパネル・ディスカッションでは、ブレグジットがサプライチェーンに与える影響または雇用や従業員数に与える可能性のある影響など、ブレグジットで予想される重要な影響を開示することの重要性が再確認されました。

基準設定

IASB の Hans Hoogervorst 議長は、IFRS 第 9 号「金融商品」が損失を早期に認識することを要求しているため、金融不況の影響をさらに悪化させるとの市場の根拠のない懸念(同議長の考えによる)についてコメントしました。Hoogervorst 議長は、IFRS 第 9 号(CECL に相当する IASB の基準)は透明性を向上させるものであり、新たな危機が発生した場合に銀行および市場がより迅速に対応できるようにするものであるという見方をしています。これは、IFRS 第 9 号が融資組成時に相当な注意の強化を要求しており、それが貸付/金融機関による信用評価の改善につながって全体として損失の減少をもたらすからです。

将来を見据え、Hoogervorst 議長は、IFRS 第 17 号「保険契約」は、コストの透明性の改善および保険負債の定期的な更新を要求することにより、そして投資家にリスク・マージンに関するより良い情報を提供することにより、市場の透明性を向上させる、とコメントしました。

IASB はまた、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの結果として、のれんに関する改善にも取り組んでいます。この改善の目的は、経営者に説明責任を課し、買収の成功に関して透明性の高い財務報告を投資家に提供することです。

SEC 企業財務部の Craig Olinger 主任会計官シニアアドバイザーが参加するパネル・ディスカッションでは、国際的な財務報告上の問題が議論されました。Olinger 氏は、2018 年 7 月にアルゼンチンが超インフレ経済下の国に指定されたことについてコメントしました。Olinger 氏は、リスク要因に十分な開示を含めるとともに、アルゼンチンにおける事業またはアルゼンチンへのエクスポージャーに関する影響を MD&A の中で適切に説明することの重要性を繰り返し指摘しました。

Olinger 氏はまた、外国登録企業(FPI)の負担を軽減するために SEC スタッフが取り組んできたいくつかの領域を取り上げました。例えば、外国企業としての要件を満たしていませんが、それが独立した登録企業である場合に FPI に該当する買収について、US GAAP に基づき財務諸表を作成するのではなく、IASB が公表する IFRS に基づいて財務諸表を作成および提出する企業の要求に対して、SEC スタッフはその要請を容認していることなどが挙げられます。

執行部 – 投資家保護の重視

SEC 執行部の Stephanie Avakian 共同ディレクターと Matthew Jacques 主任会計官は、執行活動の最新動向について概説しました。Avakian 氏は、執行部が調査対象とする事案の識別において優先させていることの一部について説明しました。優先する執行活動には、(1)個人投資家の保護、(2)登録企業の行動、(3)サイバーセキュリティ、(4)財務報告に係る不正、(5)インサイダー取引、が含まれています。さらに Avakian 氏は、SEC が個々の説明責任に焦点を当てていることを強調しました。

執行活動の事案の情報源は変わっておらず、それらは主に修正再表示、自己報告、内部告発およびその他の社内外の照会でした。Jacques 氏は、(1)収益認識、(2)費用の認識、(3)貸借対照表の問題、(4)会計上の内部統制に関連する活動など、会計上の執行活動の最近の傾向について説明しました。さらに Jacques 氏は、監査が関連する執行活動および監査人の事実上および外観上の独立性の重要性について説明しました。

PCAOB のアップデートー見直しを行う

5 名の PCAOB メンバーが全員揃って登壇し、PCAOB の優先事項について議論しました。彼らは、PCAOB の戦略計画の開発を支援するために行われた広範なアウトリーチ活動について取り上げました。PCAOB は、全員が新しいメンバーになったことで、プログラムと実務を見直す機会が与えられたと述べました。メンバーは、PCAOB の主な焦点はアウトリーチ活動の改善、監査委員会とのコミュニケーションの強化、および監査事務所の品質管理の評価であるとの認識で一致しました。彼らはまた、発行企業と監査人の間のデータと新テクノロジー（ツールを含む）の使用および監査品質に与える影響を理解し評価することに注力したいと考えています。

PCAOB は、2018 年末までに公正価値および見積りならびに専門家の業務の利用に関する最終監査基準、そして、2019 年半ばまでに他の監査事務所の監査人の監督に関する最終監査基準を公表する予定です。

調査結果および指摘事項ー将来への期待

PCAOB の George Botic 登録・検査担当ディレクターは、PCAOB が、監査事務所の品質管理システム、監査報告書モデルの遵守、サイバーセキュリティを含む新テクノロジー、監査ツールのソフトウェアの使用、およびすべての利害関係者とのコミュニケーションの拡大に引き続き焦点を当てていると強調しました。Botic 氏は、コミュニケーション面では、PCAOB のスタッフが、検査対象として選定された企業のすべての監査委員会の委員長に接触する予定であると述べました。

Botic 氏は、2018 年に指摘された、会計上の見積り（損失および公正価値測定）、収益認識、財務報告に係る内部統制などの領域において検査の不備が繰り返し発見されると強調しました。

テクノロジーー変化の時

テクノロジーがどのように好機と危機の両方を提供するのかは、本会議の多くのセッションで言及されたテーマでした。SEC の Wes Bricker 主任会計官は、テクノロジーによっていかに優れた財務報告と監査が可能になるかについてコメントし、テクノロジーにできることやその限界とリスクについて理解を得よう利害関係者に促しました。SEC の Jay Clayton 委員長は、Bricker 主任会計官のコメントに賛同するとともに、技術が進歩している時代において、人間が引き続き行う必要のある部分も依然として重要であると強調しました。

AICPA の Bob Dohrer 次期主任会計官を含むパネル・ディスカッションでは、監査の専門分野におけるデータ分析の利用について意見が述べられました。Dohrer 氏は、AICPA の現行基準によってデータ分析の使用が妨げられるべきではないという AICPA の Barry Melancon 会長兼 CEO の基調講演のメッセージを繰り返しました。また、パネル・ディスカッションでは、データ分析および新テクノロジー・ツールの使用についての見解を反映することを目的とした、監査基準書の近代化で現在行われている取り組みが強調されました。

新テクノロジーに関するパネル・ディスカッションでは、ブロックチェーンの便益と問題点に焦点を当てながら、技術の変化のスピードを強調しました。パネリストは、規制、技術、財務面での課題のため、多くの業界がまだブロックチェーンを活用する初期段階にあると指摘しました。しかし、パネリストたちは、ブロックチェーンは、ハイレベルの透明性と信頼性をもつ、途切れのないリアルタイムの E2E（エンド・ツー・エンド）取引を提供するという見解で一致しました。

スピーチへのリンク

会議における一部のスピーチ原稿(英語)が一般に公開されています。各スピーチにアクセスするには発表者の名前をクリックしてください。

組織	発表者
AICPA 監査品質センター(CAQ)	❖ エグゼクティブ・ディレクター、Cindy Fornelli
米国財務会計基準審議会(FASB)	❖ 議長、Russell G. Golden
国際会計基準審議会(IASB)	❖ 議長、Hans Hoogervorst
公開会社会計監視委員会(PCAOB)	❖ ディレクター、George Botic
米国証券取引委員会(SEC)	❖ 主任会計官、Wesley R. Bricker
	❖ シニアアソシエイト主任会計官、Kevin Vaughn
	❖ 専門会計研究員、Rahim M. Ismail
	❖ 専門会計研究員、Andrew W. Pidgeon
	❖ 専門会計研究員、Sheri L. York
	❖ アソシエイト主任会計官、Sarah N. Esquivel
	❖ 専門会計研究員、Emily L. Fitts
	❖ 専門会計研究員、Tom W. Collens

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.